

理容所・美容所の皆様へ

衛生管理ガイド

～これだけは知っておこう～

保存版

理容業・美容業は、ハサミ・かみそり等の刃物や、化粧品や化学薬品を使用していることから、日々の衛生管理が大切です。
利用者の安全・安心のため、衛生管理に努めましょう。



理容とは？

頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること

美容とは？

パーマントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること

札幌市保健所

お店のスタッフは全員届出をしていますか？

従業員の採用、解雇があった場合には
免許証(原本)、修了証(原本)、
結核でないことを確認できる書面*を
添えて届出してください。

理(美)容師である従事者の数が常時2人以上の場合は、
理(美)容所毎に管理理(美)容師を置かなければなりません。

*近年でも理(美)容所の結核の集団感染事例があります。



無免許の方は、施術をしてはいけません

理(美)容師法に違反の上、
理(美)容師の社会的信頼を
著しく損ねることになります。



違反すると罰金や業務停止処分、免許取消が課せられます。



30万以下の罰金(①無免許営業②開設や変更、廃止の無届や虚偽の届出③検査、確認前の使用④立入検査の拒否⑤閉鎖処分違反)や理美容師の業務停止(①理(美)容所以外の場所での営業②衛生措置の違反)、施設の閉鎖(①管理理(美)容師の未設置②構造設備基準の違反③無免許者または、業務停止中の者による施術の提供④衛生措置の違反)が行為者や営業者に課せられます。

【お問い合わせ先】

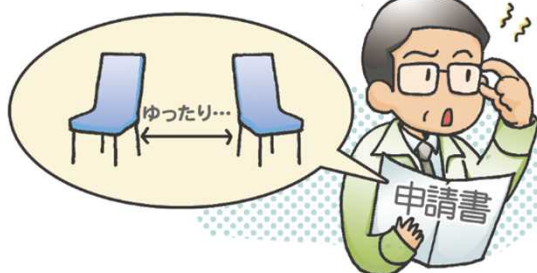
〒060-0042

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

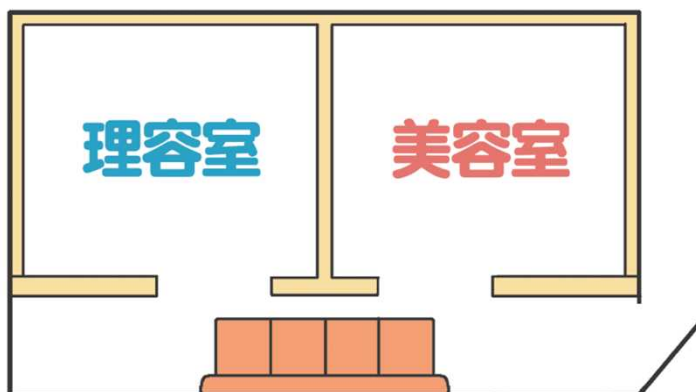
お店のレイアウトを変更していませんか？

構造設備等を変更した場合も届出しなければなりません。

作業場面積（いすの台数ごとに、1台9.9㎡、2台13.2㎡…）などの基準があります。



理容所と美容所は、隔壁等により区分します。



ネイルコーナー、エステ（理美容行為に該当しないもの）も、理美容の作業場と区分します。



ハサミ・クシなどの皮ふに接する器具は1人ごとに消毒をします。

札幌市では、立入検査時に器具のふき取り検査を実施しています。



その他の届出

届出事項（開設者の住所や施設の名称など）に変更があったとき、施設を廃止したときは、**すみやかに**届け出なければなりません。

まつ毛エクステーション、まつ毛パーマは美容行為です。

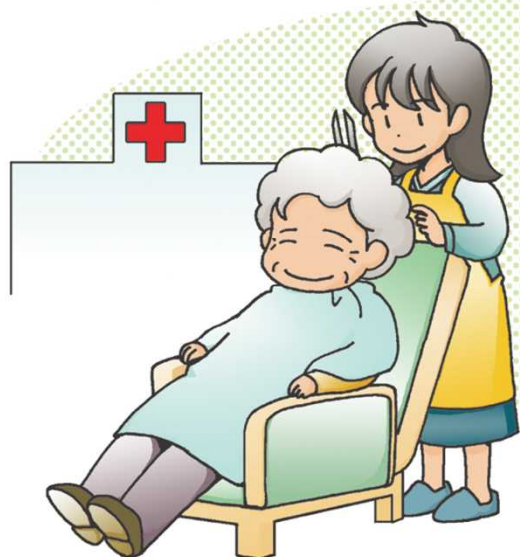
まつ毛エクステーション用の接着剤等による健康被害が年々増えています。
また、パーマメント・ウエーブ用剤をまつ毛に使用してはいけません。



出張理容・出張美容

特別な事情がある場合のみ行うことができます。

- (1) 疾病その他の理由により、理(美)容所に来ることができない場合
単に高齢である。仕事や家事などで行く時間がない。面倒だ。などの理由は**該当しません**。
- (2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に施術を行う場合
- (3) 社会福祉施設、医療施設等において、施設の求めに応じ、その入所者等に対して
施術を行う場合 など



「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に沿って衛生管理を行います。

「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」は保健所ホームページでご覧いただけます。

その他の届出

届出事項(開設者の住所や施設の名称など)に変更があったとき、施設を廃止したときは、**すみやかに**届け出なければなりません。

最新情報はこちらからご確認ください

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/eigyokakunin3/ribi/oshirase.html>

札幌市保健所 理容業・美容業関係のお知らせ

検索



R100
古紙/バルブ配合率100%再生紙を使用



02-H06-09-1399
21-2-238